

令和6年度

健康福祉部・備前保健所の 基本方針と主要施策

(備前県民局の概要)

岡山県備前県民局健康福祉部

岡山県備前保健所

健康福祉部・備前保健所の基本方針と主要施策

○ 基本方針

急速に進行する少子化や人口減少を背景に、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進や、心と体の健康づくりの推進、地域における医療提供体制の整備、大規模災害や新興感染症発生時の健康危機対策、地域包括ケアシステムを基盤とした一人ひとり生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現、食をはじめとする「安全・安心」の確保など、保健・医療・福祉を取り巻く課題は多種多様化・深刻化してきている。

このような課題に的確に対応し、安心して豊かさが実感できる備前地域を創造するため、市町村、関係機関・団体等と連携して、次の施策を推進する。

○ 主要施策

1 子育て支援の充実

「岡山いきいき子どもプラン 2020」（令和2～6年度）等に基づき、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、地域全体で子育てを支え応援する社会づくりを進める。

(1) 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

ア 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

中高生等が妊娠・出産に関する正しい知識を学ぶことにより、将来、結婚や子育てをしたいという気持ちの醸成を図る。

(ア) 未来のパパ&ママを育てる出前講座

(イ) 地域ではぐくむ思春期の心と体の健康支援事業



未来のパパ&ママを育てる出前講座

イ 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子支援を推進するため、市町村との連絡を密にし、行政機関と産科医療機関、精神科医療機関との連携を強化し、多機関での支援体制を強化する。

(ア) おかやまママ安心サポート事業

(イ) 妊娠中からの気になる母子支援連絡票

(ウ) 母子保健連絡会（母子保健評価事業）



妊娠期からの保健・医療連携研修

(2) 地域ぐるみの子育て支援の推進

地域交流や世代間交流、子育て支援に関わる様々な人々のネットワークづくりを支援することにより、地域ぐるみで子育てを支え合い、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

さらに、大学等が有する人的資源やネットワーク、施設等を活用した地域ぐるみの子育て支援の取組である「おかやま子育てカレッジ」(管内7校)の活動を支援し、地域の子育て支援環境の充実化を推進する。

(ア) 笑顔あふれる子育て応援事業

(イ) おかやま子育てカレッジ



笑顔あふれる子育て応援事業

(3) きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

ア 子ども虐待防止対策の充実

複雑化・多様化する児童虐待問題に適切に対応するため、市町村の要保護児童対策地域協議会へ参画するとともに管内市町村、児童相談所等を対象とした連絡会議の開催により、関係機関間の連携を強化する。あわせて、関係機関と連携して、児童虐待防止の広報啓発に取り組む。

また、改正児童福祉法に基づく市町村の児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制(こども家庭センター)の整備を促進する。

(ア) 市町村要保護児童対策地域協議会への参画

(イ) 管内要保護児童対策地域協議会連絡会議

(ウ) 要保護児童対策地域協議会支援事業への参画

イ 発達障害のある子どもの支援の充実

発達に課題を抱える子どもへの適切な早期療育等により健やかな発達を支援するとともに、親が安心して育児できるよう切れ目のない支援体制を整備する。

(ア) 子どもの健やか発達支援相談

(イ) 発達障害児支援保育士等研修会



発達障害児支援保育士等研修会

ウ ひとり親家庭等の自立支援・子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭等の経済的・社会的自立を支援するとともに、家庭内で保護者と過ごす時間が短い子どもや経済的な困窮家庭の子どもが安心して過ごすことができる子ども食堂などの子どもの居場所づくりを支援する。

(ア) 母子・父子自立支援員

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(ウ) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

(エ) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

(オ) 子どもの居場所づくり支援事業

2 心と体の健康づくりの推進

「第3次健康おかやま21」（令和6～17年度）等に基づき、子どもから高齢者まで全ての県民が生きる喜びを感じながら、元気に地域で暮らしつつ、その生活を支える自分や家族の健康の維持増進に積極的に取り組む健康長寿社会の実現を図るため、幅広い関係機関・団体等と協働しながら、健康づくりに向けた普及啓発と環境整備を進める。

(1) 心の健康づくりの推進

ア 地域精神保健福祉対策

市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、精神保健福祉相談の活用や個別支援での連携等により、必要な支援を行う。

法に基づく通報事例については、迅速かつ適切な対応を行うとともに、その後の支援が途切れることのないよう、市町村・精神科病院・警察署等の関係機関との連携強化を図る。

また、精神障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するためにも、未治療者や治療中断者などについては、医師を含めた多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援）や、関係機関との事例検討を継続的に行い、地域生活が維持できるよう支援を行う。

イ ひきこもりの予防支援

市町村の不登校・ひきこもり対策連絡会議に参画するなど、学校、教育委員会、福祉事務所、自立支援協議会等の関係機関と情報共有を図る。

また、関係機関から相談があった要支援者について、精神保健福祉相談での対応や訪問等を行い、不登校やニートに対する自立支援等を通じてひきこもりの予防及び長期化の防止を図る。

ウ 自殺予防対策

愛育委員・栄養委員をはじめとする地域住民相互の声かけ等ソーシャルキャピタルの充実を図るとともに、市町村自殺対策計画の見直しやゲートキーパー養成を支援する。

また、自死遺族の会（わかちあいの会）を開催し、遺された家族や関係者に対する支援を行う。

(2) 体の健康づくりの推進

ア 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

「第3次健康おかやま21」に基づき、生活習慣病の発症予防と早期発見、重症化予防を進めるために、市町村や関係機関と連携しながら、普及啓発や環境整備の充実を図る。

(ア) 糖尿病予防戦略事業

(イ) 保健所国保ミーティング

(ウ) 地域・職域保健連携推進事業

- (エ) 「おかやまからだ晴れ食サポート事業」(令和6年度～)、「たばこからの健康影響普及講座」、「敷地内全面禁煙施設」認定事業



国保ミーティング



地域職域保健連絡会

イ 地域の健康づくりボランティア(愛育委員・栄養委員)との連携

管内理事会、研修会等の実施を通して組織活動の充実を図るとともに、地域のつながりを重視した健康づくり活動を展開する。

- (ア) がん検診の受診促進、生活習慣病予防の推進、赤ちゃんふれあい事業等
(イ) 食育活動の推進

3 地域における医療提供体制の整備

岡山県保健医療計画(令和6～11年度)の推進を図る。

2025年における医療機能ごとの医療需要と病床の必要量を含むその地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に促進するために策定した地域医療構想の実現に努めるとともに、救急医療提供体制の整備、災害時における医療の確保を図る。

また、急性期から在宅の医療・介護連携体制の充実を図る。

(1) 第9次岡山県保健医療計画の推進

疾病の予防から治療、リハビリテーション、介護まで、より良質な保健医療体制の確立を目指し、引き続き各種施策の推進を図る。

(2) 地域医療構想の推進

2025年及び2040年における医療機能ごとの医療需要と病床の必要数を含めその地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に促進するために策定した地域医療構想を実現するため、県南東部地域医療構想調整会議を開催し、関係者との協議及び調整等を行う。



県南東部地域医療構想調整会議

(3) 地域医療提供体制の整備

医療法及び関連法令に基づき、医療機関への立入検査を行い、患者数に対応した医療従事者数の確保や院内感染・事故防止対策、給食管理等、適切な医療が提供できるよう指導・支援を行う。

また、医師会・消防・救急医療機関等と連携して、救急医療に関する課題の検討を必要に応じて行う。

脳卒中や大腿骨頸部骨折等に関して、適切な医療や必要な在宅支援を急性期から在宅まで切れ目なく提供できることを目指して、県南東部地域の医療機関や介護支援専門員協会等の関係機関と協働しながら、引き続き、連携強化に向けた取組を支援する。

4 健康危機管理対策

大規模災害や感染症の拡大等、県民の生命と健康を脅かす事態が生じた際に情報収集・調査、被害の拡大防止等の迅速で適切な対応が図れるよう健康被害の発生に備える。

(1) 大規模災害発生時における医療の確保

大規模災害時には、地域医療体制の確保と健康被害の発生予防、拡大防止等の適切な保健活動が求められるため、県の防災訓練等にあわせて広域災害救急医療情報システム（EMIS）や総合防災情報システムの操作訓練を行うとともに、大規模災害時における初動体制の配備訓練等を実施する。

(2) 感染症対策

ア 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等の対策

社会福祉施設に対する平時からの巡回指導（ラウンド）等、発生初期の対応や予防策に関する研修・指導を行い、感染症対応力の強化を図るとともに、発生時には迅速な立入指導等を行う。

イ 結核対策

罹患率は減少傾向にあるものの、新規登録患者の半数以上が 65 歳以上の高齢者であり、また外国人技能実習生も多く見受けられる。医療機関のみならず、入所先の社会福祉施設や実習生受入団体とも円滑な連携を図りながら、治療完遂をめざした地域 DOTS（服薬支援）を推進する。

ウ エイズ、梅毒対策

エイズ等性感染症の相談及び検査を行う。特に、近年、患者が増加している梅毒については、患者発生時の疫学調査を適切に行うとともに、広報紙等を通じて感染予防、早期発見及び早期治療に関する啓発を行う。

エ 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザ発生時に迅速・的確な対応が行えるよう、連絡・動員体制の整備を行う。また、令和 4 年度に県内で発生した事例を踏まえた県民健康対策班の活動シミュレーションを行う。

オ 新興感染症対策

新興感染症発生時には情報を迅速・的確に把握し、地区医師会との連絡会議を開催する等関係機関とすみやかに連携を図り、まん延防止体制の構築を目指す。

5 地域包括ケアシステムの深化・推進等

「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（令和6～8年度）に基づき、介護保険の保険者である市町村が主体となって行う、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を支援する。

また、地域において質の高い福祉サービスが適正に提供されるよう、社会福祉法人や各種サービス事業者等を指導・支援する。

(1) 市町村の取組支援等

ア 介護予防・生活支援の充実

市町村において住民等の多様な主体によるサービスが提供されるよう、介護予防や生活支援サービスの新たな担い手の参加を促進するためのワークショップ等を開催する。

また、市町・地域包括支援センター連絡会議を開催して情報・意見交換を行うとともに、住民互助による通いの場への付添活動（通所付添サポート事業）の構築や拡大に対し助言を行うなど、市町村を支援する。



市町・地域包括支援センター連絡会議

イ 認知症施策の推進

認知症になっても本人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町村及び地域包括支援センターの職員を対象とした研修会を開催し、市町村における認知症施策を支援する。

また、市町村及び「認知症の人と家族の会岡山県支部」と連携し、認知症介護家族交流会を開催し、認知症の人とその家族の支援を行う体制の整備をめざす。



管内市町認知症研修会

ウ 介護給付の適正化

ケアプランの質の向上を図り、居宅サービスを必要とする利用者が真に必要なサービスを適切に利用できるよう、市町村を対象にケアプラン点検に関する介護給付適正化研修会を開催する。

また、介護保険事務の適正かつ効率的な運営を推進するため、市町村に対する事務点検等を実施する。

エ 市町村在宅医療・介護連携推進事業との連携

各市町村における在宅医療介護連携推進会議への参画や効果的な取組に関する情報

共有等により、市町村の取組を支援する。

(2) サービスの質の向上

地域における質の高い福祉サービスの提供に向けて、社会福祉法人、社会福祉施設、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等に対し、基準の遵守状況等について実地での確認、指導を計画的に実施する。

また、法人、施設や事業者に対する苦情や不正等の情報に対しては、市町村等の関係機関とも連携しながら、事実関係の把握を迅速に行い、必要に応じて監査等を機動的に実施する。

6 障害のある人の自立と社会参加の促進等

「第5期岡山県障害者計画（第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画）」（令和6～10年度）に基づき、障害のある人が地域で安心して暮らし、その自立と社会参加が促進されるよう、市町村への支援を行うとともに、障害のある人の自立のために必要な就労に向けての支援等を行う。あわせて、障害のある人への住民の理解を促進するために啓発事業等を実施する。

また、健康で文化的な生活水準を保障する生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な実施に努める。

(1) 障害のある人の地域生活支援

ア 市町村への支援等

障害者総合支援法等の円滑な施行及び市町村障害福祉計画の着実な推進に向けて、市町村及び地域自立支援協議会に情報提供・助言等を行う。

イ 発達障害児(者)及び医療的ケア児の支援

発達障害のある人や医療的ケア児が、将来、社会で自立した生活を送り、社会参加できるよう、市町村及び地域自立支援協議会に情報提供・助言等を行い、専門機関（おかやま発達障害者支援センター、岡山県医療的ケア児支援センター）、医療・保健・福祉・保育・教育関係者が連携を図りながら、早期から切れ目のない相談支援が提供されるトータルライフ支援体制の整備を推進する。

ウ 就労支援

障害のある人の一般就労や工賃水準向上などの取組を円滑に推進するため、地域自立支援協議会の活動や事業者の運営を支援するとともに、作業所等での生産品の販売促進や障害者優先調達取組を推進する。

エ 障害者虐待防止・差別解消対策

市町村等と連携を図り、虐待の防止と早期発見に努めるとともに、障害のある人への理解を促進するため、障害者週間（12/3～9）を中心に街頭での啓発活動を行う。また、令和6年4月から民間事業者に対しても義務化された合理的配慮について周知に努める。

オ 精神障害のある人への地域移行・地域定着支援の体制整備

入院早期から退院後の生活を見据えて、医療機関や市町村と円滑な連携を図りながら、自立支援協議会等の協議の場にも参画し、地域生活定着に向けた支援を進める。

カ 難病患者への支援

医療ニーズや介護度の高い難病患者等については、患者や家族とともに個別支援シートや支援計画を作成し、防災意識を高めるとともに、安心して在宅療養生活を継続できるための支援を行う。

また、かかりつけ医や難病指定医療機関、市町村等と連携しながら、レスパイト入院先の確保や福祉避難所の検討等、災害時の具体的な支援につなげていく。

(2) 生活保護法及び生活困窮者自立支援法の適正な実施

ア 生活保護制度

管轄の和気町、吉備中央町について、他法他施策の活用や関係機関との連携により地域とのつながりや身近の自立を支援する等、個々のケースに応じ援助の方向性を明確にして、継続的な支援を行うことにより、最低限度の生活の保障と自立の助長を行う。

また、不正受給等不適切な事例については、日常的な指導や各種調査の実施により未然に防止するとともに、不正が発見された場合は法に基づき厳正な対応を行う。

イ 生活困窮者自立支援制度

局に配置する生活困窮者相談支援員・就労支援員が中心となり、管轄の和気町、吉備中央町をはじめ関係機関と協力し、生活困窮者の早期発見に努め、必要な相談や自立に向けた支援を行う。

7 生活衛生対策の推進等

食品等については、「食品衛生法」、「岡山県食の安全・食育推進計画（令和6～11年度）」及び「令和6年度食品衛生監視指導計画」等に基づき、食の安全・安心を確保するため、営業施設等の監視指導等を実施する。

生活衛生営業については、衛生確保等のため、理容所・美容所・旅館・公衆浴場等の日常生活に密接なサービスを提供する生活衛生営業施設に立入り等を行い、衛生確保について指導する。また、水道法に基づき水道施設に立入検査を実施する。

医薬品等については、品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局等の監視指導を行うとともに、大麻等違法薬物の正しい知識と危険性について普及啓発を行う。また、輸血用血液製剤の安定的な確保のため、若年層献血の推進を図る。

更に、県保健所・支所の業務に係る食品等の試験検査、食中毒・感染症の原因究明等のための検査を実施する。

(1) 食の安全・安心の確保

ア HACCPに沿った衛生管理の運用状況の確認

監視指導等の機会を通じ、事業者が作成した衛生管理計画や手順書に沿ってHACCPに沿った衛生管理が適切に運用されているかを確認し、必要に応じて指導・助言を行う。また、新規の飲食店等中小規模の事業者に対しては、局独自に作成した解説動画等を活用して導入を支援する。

イ 監視指導及び食品検査

大型の食品製造施設等を対象に食品衛生監視機動班による重点的な監視指導を実施するほか、事業者の規模や取り扱う食品の特性に応じた効果的な監視指導や食品等の試験検査を行う。

ウ ノロウイルス食中毒対策

ノロウイルス食中毒は調理従事者を介して汚染された食品が原因となることが多いことから、旅館・ホテル、仕出し屋、飲食店等に対し、食品等の取扱い、調理従事者の健康管理等について指導を行う。また、食中毒を防止するために広くノロウイルスのリスクについて正しい知識の啓発を行う。



かきの安全確保

エ かきの安全確保

シーズン中の10月ごろから3月までの期間、月1回試験検査を実施する。また、法改正により許可業種となったかき処理業者等に対し、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されているかを確認し、施設の状況に応じた指導・助言を行う。



出前講座

オ 県民への普及啓発

出前講座等による食品衛生知識の普及やリスクコミュニケーションの推進を図る。

(2) 生活衛生営業の衛生確保等

ア 生活衛生営業施設の衛生確保

理容所・美容所等に計画的に立入し、消毒等衛生確保について監視指導を行う。

イ レジオネラ症対策

公衆浴場、旅館等入浴施設に対して、理解しやすいパンフレットを活用して自主管理の徹底を指導するとともに、計画的に水質検査を実施し、結果に基づいた指導を行う。

ウ 水質管理対策

水道事業者に対し、水道法に基づく水道施設への立入検査を実施し、水質管理の実

施状況等について確認、指導を行う。

(3) 医薬品等の安全確保

ア 薬局・医薬品販売業者等の指導監視

医薬品医療機器等法関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業、毒物劇物販売業者等に対し、法令への適切な対応及び医薬品の適正使用に必要な情報提供の徹底を重点とした監視指導を実施する。

また、免許申請等麻薬関係の手続について適切に処理するとともに、麻薬業務所に対して適正な麻薬の取扱いや廃棄等について指導する。

イ 覚醒剤等薬物乱用防止対策

覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会を中心にヤング街頭キャンペーンを実施するなど、青少年に対して薬物に関する正しい知識について啓発し、乱用の防止を図る。

また、高等学校の文化祭、薬物乱用防止教室等において、局独自に作成した大麻に対する正しい知識の啓発パネルを活用し、積極的な啓発活動を行う。



薬物乱用防止ヤング街頭キャンペーン

ウ 若年層献血対策

管内市町や愛育委員会等と連携し、高等学校等において積極的な普及啓発活動を実施し、若年層の献血意識の高揚に努める。

(4) 衛生検査の実施

ア 食品等の試験検査

県内で流通している食品の安全性を確認するための収去検査や試買検査（成分規格、食品添加物、汚染微生物の検査等）を各保健所衛生課からの依頼に基づき実施する。

イ 食中毒及び感染症検査

食中毒の原因究明や感染症の拡大防止のための検査（食中毒原因菌、寄生虫、ノロウイルス、感染症起因菌の検査等）を各保健所衛生課及び（地域）保健課からの依頼に基づき実施する。



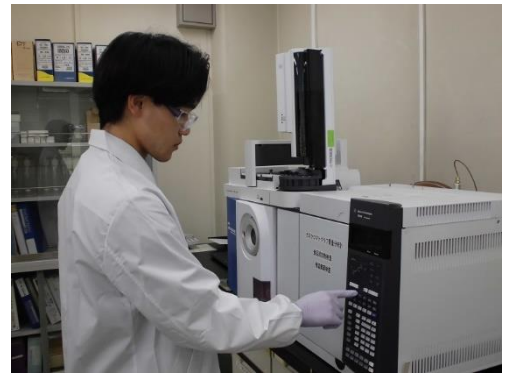
微生物検査

ウ HIV迅速検査

希望者を対象に匿名で行うことができる検査を備前及び美作保健所保健課からの依頼に基づき実施する。（備前保健所第1・第3金曜日、美作保健所第3木曜日に実施）

エ 生活衛生検査

公衆浴場、旅館入浴施設等でのレジオネラ症感染防止対策及び遊泳用プールの衛生確保のための検査（浴場水、プール水等）を各保健所衛生課からの依頼に基づき実施する。



理化学検査